

令和5年 第10回香芝市教育委員会会議（10月定例）会議録

日時 令和5年10月27日(金)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 中尾 茜

〔事務局〕

教育部長 澤 和七
まなび推進局長 津崎 弘美
教育総務課長 玉村 晃章
保健給食課長 土佐 潔孝
保健給食課参事(広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会会長) 黒松 俊光
学校教育課長 陀安 龍也
学校支援室長 中里 倫
こども課長 白石 敬治
生涯学習課長 柳原 訓
文化財課長 奥田 昇
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 木原 健次

- 日程1 定足数の確認
日程2 開会の宣言

教育長 それでは出席者が定足数に達しておりますので、これより令和5年第10回香芝市教育委員会会議（10月定例）を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により、写真録音等が禁止されていますのでよろしく願いいたします。

- 日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、關野委員と三岡委員をお願いいたします。
よろしく願いいたします。

日程4 諸報告について

教育長

それでは日程に基づきまして、日程4の諸報告として私から報告いたします。

10月2日(月)、辞令交付式。先ほど部長から紹介がありました白石課長が着任されております。

10月4日(水)、香芝市立中学校体育大会でございました。前日の天候の関係で、香芝中学校、香芝東中学校、香芝北中学校の3校がその日に開催しております。香芝西中学校につきましては翌日の5日に開催しております。昨年と同様に4校とも生徒たちがとても頑張っております。私自身も今年度は4中学校すべての生徒席を参観してきました。元気に挨拶できる生徒たちの姿を見ながら、いい環境の中で、いい学びをしてくれているなどということを感じて帰って来ました。

10月6日(金)、臨時いじめ不登校対応委員会を開催しております。急な案件がございましたので対応していただきました。午後からは香芝市史編さん委員会。今年度2回目の会議でございました。基本方針および香芝市史の構成刊行計画を話し合いました。

10月10日(火)、香芝市初任者研修。初任者研修は、木曜研修と火曜研修に分かれております。火曜研修は7名の先生方が研修に参加されています。教員のあり方と6講座を指導主事等の指導により研修を行っております。とても真剣な眼差しでしっかりと研修をしていただいている姿に、将来、頑張ってくれるなどということを感じてまいりました。

10月12日(木)、令和5年度香芝市少年の主張作文審査会。今年も小学校5年生・6年生、そして中学校からたくさんの出展がございました。その中で各学校代表2名の審査を行っております。

10月17日(火)、教育委員会委員任命式。中尾委員の任命式でございました。

10月22日(日)、市町村対抗子ども駅伝大会の選考会(かしばっこタイムトライアル)が開かれております。昨年までは、市のマラソン大会の成績から選考してございましたけども、今年度から選考会を2回することに変更いたしました。その日、急な参加でございましたけども、ダイハツ自動車の陸上部監督で香芝市出身の山中美和子さんに急遽来ていただいて、子どもたちに激励をしていただきました。オリンピックや世界選手権のコーチとして活躍されている本市出身の山中さんに「頑張ってくださいね。」と声援をしていただき、子どもたちもとても喜んで、本当に嬉しく思いました。このことを励みに、子どもたちには頑張ってもらえることを期待しております。

10月23日(月)、香芝中学校吹奏楽部が11月に全国大会に出場しますので、その激励会をさせていただきました。市長のところ、議長のところ、そして教育委員会にも来てくれました。文化部の活動では、私が着任してからはじめてのことだったんですが、とても嬉しかったです。吹奏楽部の部長、副部長を含む計4人の生徒と、校長先生、指導の先生に来ていただきました。清々しい子どもたちの姿、そして、頑張るという気持ちが笑顔の中にしっかり感じ取れました。

10月26日(木)、令和5年度近畿都市教育長協議会研究協議会に出席しております。今年は大阪府の天王寺の方で開催されました。来年4月には情報交換会で本市が発表の予定になっております。

私からの諸報告は以上でございます。

教育長

ただいまの報告につきましてご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

田中委員。

田中委員

22日のかしばっこタイムトライアルの件ですが、今年から練習期間も十分に取れるようにという形で少し前倒していただきました。今回、何名ぐらいの方が参加され

たのか、ちょっと教えていただけたらなと思います。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 22日に開催をいたしました第1回目の選考会でございますけれども、男子生徒が6名、女子が5名、合計11名ということになっております。以上でございます。

教育長 田中委員。

田中委員 男子6名、女子5名ということで、第2回も含めて最終選考していただけるということで、生涯学習課とスポーツ協会の陸上部さんと連携で、この後、いろいろ練習等々やっていただけたらなと思います。また、一つでも上に上がれるように頑張っていたらなと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にご意見、ご質問等はございませんか。
中尾委員。

中尾委員 すいませんちょっと初めての参加でわからないことがありまして、13日金曜日の第3回DX推進本部会というのがあるんですけれども、どういった内容になりますでしょうか。

教育長 教育部長。

教育部長 内容でございますが、AI等のデジタル技術を活用して業務改善を行うということでございます。こちらについての計画策定に向けての会議、また、教育部関連ではこども課が中心になるとは思いますけれども、幼稚園・保育所・こども園のシステム導入についての検討および進捗状況を報告いただきました。以上でございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はございますか。
三岡委員。

三岡委員 10月6日に行われました第2回香芝市史編さん委員会について、現在の進捗状況、基本方針について話し合われたということですが、進捗状況についてももう少し詳しくお伺いしたいのと、実質的に来年度から本格的に動いていかれると思いますが、事務局の体制として人員の増員などは考えておられるのでしょうか。その辺りお願いいたします。

教育長 文化財課長。

文化財課長 第2回の市史編さん委員会では、編さん事業に伴う基本方針の事務局案を提案したところです。第1回の委員会におきましては、市民に読んでもらえる市史、積極的な市民の参画とか参加というのが議論の中心だったんですが、それらを反映した基本方針ということをご提案させていただいて、おおむね委員の承認はいただいたということになります。ただ市史の構成や刊行計画につきましては、次年度設置を予定しております市史の編集委員会ですとか、調査、執筆編集の主体となる専門部会、これらの立ち上げる順番が、この編さんスケジュールには大きく影響するところですので、委員それぞれの立場から活発なご意見をいただいたという状況です。これにつきましては現在事務局で検討を行っております、次回12月下旬に予定しております第3回の市史編さん委員会で改めて提案させていただくということで報告をさせていただきます。

ております。

次に、事務局の人員につきましては、要望を重ねて行っていく予定にしております。以上です。

教育長 三岡委員。

三岡委員 丁寧なご説明ありがとうございます。文化財課の業務がまたかなり増えると思いますので、増員していただければありがたいんです。市長部局と連携をとりながら、よりよい市史を作っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。
關野委員。

關野委員 10月6日の臨時いじめ不登校対応委員会とありますけども、これは、「いじめおよび不登校」と、そういうふうと考えていいですね。「いじめによる不登校」じゃないですね。流れでこうなってしまう気もしますけれども。案件があったようですが、公表しづらい部分もあるかと思しますのでその内容を聞いたというわけではないんですが、ただ、不登校の現状をお聞きしたいなと思うんです。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 不登校の現状でございますが、数といたしまして、令和5年9月末の集計で小学校では30日以上の不登校児童が46名、中学校では30日以上の不登校生徒が106名となっております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 実は私は週1回、学習教室をやっているんですが、最近その不登校の子どもが私どものところに来ることが結構多いんですね。今4人ぐらい来ていますかね。小学校からの復習などもやっているんですけども、その子どもたちはすみれ教室に行ったりもあったようですが、ただちょっと、そのすみれ教室にも行かない、そしてここへ来たという状況でして。教えて欲しいという気持ちがすごくあるみたいなんです。だから、すみれ教室等もありますけども、そういう子どもたちが学力的な部分、基礎学力、それが身につくような方法を検討してはどうかと思います。以上です。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 ありがとうございます。すみれ教室におきましても児童・生徒、個々のニーズを十分に吟味しながら、対応についてしっかり検討して参りたいと考えております。以上です。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 それでは、ご質問等が無いようですので日程5に進みたいと思います。

日程5 (1) 議第29号「香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正することについて」

教育長 案件(1)議第29号「香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正することについて」を事務局より説明お願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいま提案になりました議第29号「香芝市文化施設条例施行規則等の一部を改正することについて」提案理由の説明を申し上げます。参考資料の2ページからご覧いただけたらと思います。

本案は、令和5年9月第4回香芝市議会定例会において、公共施設の使用料等について受益者負担適正化に関する基本方針に基づき、香芝市文化施設条例等が改正されたことに伴い、各施設の条例施行規則の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、二点ございます。一点目は、附属設備の使用料についても適正化を図るものでございます。二点目は、市民以外の者が使用する場合の定義を各施設間で統一化するものでございます。

なにとぞ慎重審議いただき原案可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
田中委員。

田中委員 この改正案の中でお伺いしたいことがあります。文化施設については、『申請者が市民以外の者の場合。市民以外の者が半数以上含まれる場合。』とあります。公民館と体育施設については、『市内に在住または在勤する者以外の者』というふうに使分けされているのでその理由を教えてくださいたいのがまず一つ。

それと、例えば体育館でしたら、学生さんが使われることもあると思います。例えば、香芝高校の学生さんが使いたいとなったときに、それは在勤と同等に扱うような考え方でいいのかということも、もう一つ確認したいと思います。以上です。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 まず、体育施設については従来より利用者の中に1人でも市外の方がいらっしゃったら市外料金という形で進めて参りました。ご質問の香芝高校の場合は、市内在勤と同じ扱いで、取り扱いを行っているように確認をしております。

教育長 よろしいですか。

田中委員 はい、結構です。お答えいただきありがとうございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。
關野委員。

關野委員 施行規則の改正について受益者負担適正化による利用料金の改正と、それと市外の定義付けについてお聞きしたんですけども、これは昨年度ありましたような8市町の総合施設利用も絡めての改正という形になっているんですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 基本的には同じ扱いでということになるんですが、今申し上げました規則改正につきましては4月以降の許可に対する適用になってきますので、今現在、市町で実証実験している部分につきましては3月末で一旦終了ということになりますので、時期的に重なってこないのかなというふうには考えております。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 そうしましたら、今の実証実験の結果を受けたという形じゃないですね。だからそれとは別に使用料の改正ということですね。まだ実証実験の途中で結果が出てないのに、なんで来年から改正するのかなという疑問があったんです。そうすると、実証段階が終わってから、また再度検討して、また新たに一部改正という形で出てくるというふうに解釈していいですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おっしゃられた通りなんですけれども、今回の改正につきましては、あくまでも受益者負担適正化に関する方針に則ってということでありますので、8市町が行っている実証実験の結果を受けてということではございませんのでご理解いただきたいと思えます。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 補足説明をさせていただきます。現在各市町での実証実験に伴いまして、それが本格稼働する場合は、対象となる市町の方も市内料金で利用できるよに変わっていくということになりますので、今のところはまだ実証段階ですので、現在は市民と同じ扱いにはなっているという状況でございます。改正にはならないと思えます。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 理解が難しいですね。今、実証実験っていうのは、市民ホールとそれから楽屋が対象になっていますね。そうすると、それを前提にして市民と市外の定義づけをされたと思うんですが、またそうなってくると新たにそういう形で市民ホール以外に学習室や研修室などいろんなところもありますんでね。そこまでどんどん拡張していったら大変かなという気はしますよね。ちょっとその辺の部分をお聞きさせてもらったんです。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 現在、市民ホールと楽屋のみが対象となっております。この部分については変更する予定はございませんのでご心配していただくなくても大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

教育長 關野委員。

關野委員 利用が出来るというところでは、公民館であれ、体育施設であれ、一緒だと思うんです。ただ、通常は市内の方の利用料金が書いてあって、そのあとに市外の方であれば料金が2倍になるとか、そういう条文もあったと思うんです。今回の一部改正について手元のこの資料を見ていましたら、利用料金については書いてあるんですけども、市外の方についてはこうなるんだってところがちょっと抜けているような気がするんです。だからその部分について、市内の方、市外の方という形で、そういう区別というのはしっかりあるんですかね。これどうなんですか。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 おっしゃいますようにこれまで公民館であったり、文化施設、あと体育館の市内・市外の定義というのが、まちまちでございましたので、今回他の公共施設も含めて、市内・市外の設定、何を対象にということを定義づけさせていただきましたので、今後におきましては、市内・市外の申請の内容というのは統一されたということで、今回の改正に至ったものでございます。

教育長 關野委員。

關野委員 利用料金についてはそのまま継続されるんですね。ただ市民ホールのところ、楽屋については、近隣市町との関係があるので、若干変わってくると、そういうふうに解釈したらいいですかね。

教育長 まなび推進局長。

まなび推進局長 市民ホールと楽屋につきましては、これまでも市内・市外の別料金ということで設定はしておりますけれども、今おっしゃっているように、共有する市町に關しましては、料金設定は市内の料金設定でご利用いただけるということで条例や規則の改正自体には至りませんが、対象者が他市町の共同するところの方々が市内料金で利用できるというふうになってくるということでございますのでご理解をお願いいたします。

關野委員 はい、わかりました。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5(2) 議第30号「香芝市教育委員会附属機関施設規則の一部を改正することについて」

教育長 案件(2)議第30号「香芝市教育委員会附属機関施設規則の一部を改正することについて」を事務局より説明お願いいたします。
教育総務課長。

教育総務課長 ただいま提案になりました議第30号「香芝市教育委員会附属機関設置規則の一部を改正することについて」の提案理由をご説明申し上げます。議案書の5ページ、6ページ、参考資料の8ページ、9ページをご覧ください。

本案は、令和5年9月第4回香芝市議会定例会におきまして、「香芝市附属機関設置条例の一部を改正することについて」が可決されたことに伴い、規則の一部を改正するものでございます。

なお、施行日は、「香芝市附属機関設置条例の一部を改正する条例」と同じく令和6年4月1日とさせていただきます。

ただし、別表香芝市生涯学習推進基本計画策定委員会の項及び同表香芝市史跡整備検討委員会の項の改正規定は、公布の日からの施行といたしております。

なにとぞ慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 　　ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
　　關野委員。

關野委員 　　今のこの附属機関設置なんですけども、これを見ていましたら、『いじめ・不登校対策委員会』の内容はよくわかるんです。また、『教科用図書選定委員会』についても「こういうことをするんだな」とわかるんです。ところが、この『望ましい学校環境検討委員会』というのは漠然としてますんで、どういうことを検討されるんかなと、ちょっと大きく広げれば広げられるし、小さくしようと思えば小さくなるし、どういうふうなものを検討されていくんかなということをお聞きしたいんです。

教育長 　　教育総務課長。

教育総務課長 　　令和5年2月に教育委員会会議で議決いただきました、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針に基づきまして、学校のあり方、校訓のことであるとか通学路のこと等について、検討・審議・意見聴取をしていただくこととなっております。以上です。

教育長 　　關野委員。

關野委員 　　たぶん周囲の環境とか、学校の規模の適正化とか、再編成とか、それから安全・安心面とか、そういう部分で、今までの教育委員会で議論されていたことをもとにして考えていくんだろうと、そういうふうには予想をしていたんですけどね。検討委員会のメンバーはどのような形になるんですか。

教育長 　　教育部長。

教育部長 　　今回、規則改正につきましては、『香芝市望ましい学校環境検討委員会』の庶務担当課を教育部教育総務課が担当するというを追加させていただいているものでございます。今、ご質問いただきました『望ましい学校環境検討委員会』につきましては、以前にご審議いただきました附属機関の設置条例、ここでご審議いただいた内容でございまして、そちらの方に掲載させていただいております。学識経験者等を含みます15人以内の委員さんということで、決定につきましては、また、こちらの教育委員会会議でお諮りさせていただくこととなります。以上でございます。

教育長 　　關野委員。

關野委員 　　はい、わかりました。ありがとうございます。

教育長 　　他に、このことにつきましてご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 　　本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 　　（「異議なし」の声あり）

教育長 　　ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5（3） 議第31号「香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて」

教育長 それでは、案件（３）議第３１号「香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて」事務局より説明をお願いいたします。
 教育総務課長。

教育総務課長 ただいま提案になりました議第３１号「香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由をご説明申し上げます。議案書の７ページから１４ページ、参考資料の１０ページから２１ページをご覧ください。
 本案は、令和５年９月第４回香芝市議会定例会において、「香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正することについて」が可決されたことに伴い、規則の一部を改正するものでございます。
 また併せて、実際の運用方法に則したものとするため、様式を一部改正するものでございます。
 なお、施行日は、「香芝市立学校施設使用条例等の一部を改正する条例」と同じく令和６年４月１日とさせていただきます。
 なにとぞ慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
 田中委員。

田中委員 以前は、許可書そのものだったと思いますけども、今回は許可書の写し、または変更許可書の写しと、これは、以前は同じものの正副をしていたものが複写式になって、写しという考え方でよろしいですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 特に申請される方が団体の一部の方もございまして、原本をお持ちでない方もございます。なので、写しをいただくことで許可を与えている団体だという確認をさせていただくということでございます。以上です。

田中委員 はい、わかりました。

教育長 他に質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程５（４） 議第３２号「令和５年度香芝市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について」

教育長 案件（４）議第３２号「令和５年度香芝市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について」を事務局より説明をお願いいたします。
 教育総務課長。

教育総務課長 ただいま提案になりました議第３２号「令和５年度香芝市教育委員会感謝状被贈呈者の決定について」の提案理由をご説明申し上げます。議案書の１５、１６ページ、参考資料の２２、２３ページをご覧ください。

本案は、香芝市教育委員会感謝状贈呈要綱第5条に基づき、感謝状の被贈呈者の決定は教育委員会が行うと定められておりますことからお諮りするものでございます。

なお、感謝状被贈呈者につきましては、同要綱第4条第1項第1号に規定されております学校教育課長より推薦をいただいております。

なにとぞ慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。
田中委員。

田中委員 このコロナがありまして、いろいろと世の中の変革があり、地球上で物騒なことも起こっている中、物価が高騰しておって、事務局サイドでは、例えば給食の回数を増やしながらもコストを変えずに頑張らせていただいている部分とかいろいろあります。それと同じように、この物価高騰の折、制服というのも家庭の負担としては幾ばくかの負担感があると思います。その中で、このような形で新一年生に制服と通学の帽子を寄附いただいたということで、非常にありがたいお話であるなというふうに思います。大変感謝申し上げる次第です。ひとことお伝えしたかったので発言させていただきました。

教育長 他にご意見等はございませんか。
三岡委員。

三岡委員 私も田中委員と同意見で、この度ご寄附いただきましたこと非常にありがたく感謝申し上げます。教育委員会の感謝状贈呈の条例はあると思うんですけれども、例えば、市の表彰条例では、善行者表彰ということだと個人からの寄附に至っては200万円以上という規定がございます。教育委員会の方でも金額についての規定、そういったものはあるのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 感謝状を贈呈させていただく要綱の中には金額についての規定はございません。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5（5） その他

教育長 それでは、案件（5）その他として各課より報告があればお願いいたします。
教育総務課長。

教育総務課長 教育総務課から工事の竣工についてご報告させていただきます。夏休み前から着工してまいりました関屋小学校のトイレ改修工事及び香芝中学校のトイレ改修工事2期工事が無事竣工いたしました。特に関屋小学校におきましては、子どもたち、職員ともに喜んでいて学校から報告をいただいております。今年度は残り二上小学校のトイレ改修工事が残っております。引き続きより良い学校環境の整備を進めて参り

たいと考えてございます。以上でございます。

教育長 このことにつきまして何かご意見等はございませんか。
田中委員。

田中委員 先日、関屋幼稚園の運動会に参加させていただきました。そのあと、園長先生（関屋小学校長兼務）に少し学校施設を見学させていただきました。私、この委員になりました頃からトイレの現状を見させていただいて非常に懸念をしておりました。以前、山田委員の方からも幾度かそういうお話があったと思います。本当に綺麗で明るくて、一部の子どもたちからは「これでトイレに行きやすくなった」という声が出ているというふうにお伺いしています。非常に施設改修という部分、やっぱり特にトイレという部分は非常に重要な部分なんだと改めて再認識いたしました。学校施設の改修とかいろいろとありますけれども、まずは今在籍していただいている児童・生徒さん、この方たちの教育環境を整えていくというのが一番大事なことだと思います。工事の関係やいろんな都合などで順番が前後することもあり申し訳ない部分もございましたが、こういう形で粛々と出来るところから順に教育環境を整えていただいていることは非常にありがたいことだと思います。これからもどうぞよろしくお願ひします。以上です。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 それでは、他の課から報告ございましたらお願いいたします。
学校支援室長。

学校支援室長 学校支援室より香芝市適応指導教室設置要綱の一部改正についてご報告をいたします。お手元に新旧対照表をお配りしております。

内容といたしましては、まず、第4条において、これまでは対象者を香芝市立の小中学校に在籍する児童・生徒、または市内在住で他の市町村立の小中学校に在籍する児童・生徒としておりましたが、これを市内に在住し、国公立もしくは私立の小中学校に在籍する児童生徒と加えてございます。

次に、第7条で退室のことについて規定しております。これまで、その条件として、『市外へ転校したとき』と定めておりましたが、この文言の場合、香芝市民でありながら区域外就学により他市町村立の学校に通う児童・生徒を受け入れることが出来なくなってしまうということになりますので、改正したものは、『市外へ転出したとき』、つまり、他市町村の住民になられた時と改め、ただし、香芝市立の小中学校に、区域外就学をしてくる児童生徒につきましては従来通り、受入れるという内容でございます。この改正によりまして、適応指導教室が1人でも多くの児童生徒の居場所となるように、進めて参りたいと、このように考えております。以上でございます。

教育長 今の報告につきまして、ご意見等ございませんか。
三岡委員。

三岡委員 この度の改正は非常にいいことだと思っております。公立や私立の学校に行かれて、なかなかしんどい、学校に通えないっていう生徒さんをやっぱり耳にしております。ただ、香芝市内の公立の学校に通われていて、学校に登校できなくなった場合は担任の先生から適応指導教室についてもご説明があり勧められるということがあるんですけれども、なかなか国公立ですとか私立に通っているお子様にはそういった情報が入りにくいので、出来ましたらホームページなどで積極的にアピールしていただきたいと思います。以上です。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 ご指摘ありがとうございます。ホームページにつきましても、どのような形が広く周知できる内容になるかというところを今、作業として進めておるところでございます。ご意見ありがとうございました。

教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

教育長 各課から報告はございませんか。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議ですけれども、日程につきましては、このあとご相談させていただきたいと思います。

教育長 本日の案件は全て終了いたしました。これを持ちまして、令和5年第10回教育委員会会議を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。以上で散会といたします。

(午前10時48分 閉会)